

【更新 2018 年 4 月 13 日】

【2017 年 5 月 10 日】

公益社団法人日本麻酔科学会
広報委員会

麻酔科標榜資格審査の要件について、記載ミスが多い事項についての解説

期日ギリギリの申請では、期日内の修正が間に合わないことがあり、標榜医取得が遅れます。
実際に、麻酔科標榜資格審査申請用紙に記載ミスが多い事項について、下記に解説いたしますので、提出前の再確認を宜しくお願いいたします。

【基準Ⅰ】：医師免許を受けた後、麻酔の実施に関して十分な修練を行うことのできる病院又は診療所において、2年以上修練をしたこと。

(有効な修練と認める基準)

2年以上の「麻酔科」での専従経験。

①上記「麻酔科」での専従経験に該当する勤務条件は、「手術において行う麻酔に関する業務」に週30時間以上従事していること。集中治療やペインクリニックに従事し、手術麻酔に関する業務が週30時間未満の期間は、同一医療機関における勤務であっても、修練期間に含まれない。

②1ヶ月未満の修練期間については、修練期間に含めない。

※(例)：平成27年4月1日～5月29日までの修練であれば、「1ヶ月」の有効修練期間となる)

③麻酔科に所属しない期間が2年以上ある場合、それ以前の「修練期間」および「経験症例数」については、原則有効としない。

(修練を実施するに値する医療機関の該当基準)

①麻酔部門の責任者(麻酔指導医或いは専門医)が常勤として勤務していること。

②麻酔科医が実施した症例が年間200症例以上であること。

③安全な麻酔を行うための手術室、半閉鎖回路麻酔器などの施設、設備が整備されていること。

【基準Ⅱ】：医師免許を受けた後、2年以上麻酔の業務に従事し、かつ、麻酔の実施を主に担当する医師として気管への挿管による全身麻酔を300症例以上実施した経験を有していること。

(有効な修練と認める基準)

①2年以上の麻酔期間とは、別紙3「麻酔施行経験証明書」に記載されている実施症例の「最初」から

「最後」までの症例を実施した期間の累計となる。

※(例)：平成27年4月3日～平成29年3月29日であれば、修練期間は累計で1年11ヶ月

27日となり、2年以上を満たしていないことから「却下」となる。②連続して麻酔の業務に従事していない期間が1ヶ月以上ある場合には、その期間は有効な修練期間として認めない。

※（例）：平成27年4月4日～5月5日まで「気管への挿管による全身麻酔」を実施していない場合、1ヶ月2日の麻酔に従事していない期間があるため、当該期間は修練期間として含めない。

③連続して麻酔の業務（気管への挿管による全身麻酔の実施）に従事しない期間が2年以上ある場合には、それ以前の麻酔を施行した症例・修練期間について、原則有効としない。

④1日に3件以上実施した場合は、原則として申請書にその麻酔記録を添付すること。ただし、該当症例を除いても300症例以上実施した経験を有している場合には、必ずしも当該麻酔記録の添付の必要はない。

※（例）：総申請症例数368例のうち、1日に4件実施している日が6日間ある場合、該当症例を除いても344例の有効症例を有していることから、その場合は必ずしも麻酔記録の添付の必要はない。